

平成28年 5月 16日

学校法人 稚内北星学園  
理事長 斉藤 吉広 殿

学校法人 稚内北星学園

監 事

高橋 淳一



監 事

布施 茂



## 平成27年度（2015年度）監査報告書

私は、学校法人稚内北星学園の監事として、私立学校法第37条第4項に基づいて本学校法人の平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）における計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、並びに付属明細書等）によって財産の状況並びに理事の業務執行状況を監査するために、理事会・評議員会・その他主要な会議に出席するほか、随時各理事より業務に関する報告を徴し、また重要な決裁書類の閲覧を行い、公認会計士（塚本氏・中村氏）と密接な連絡をとりながら監査を行った結果、次のとおり監査報告をいたします。

### 1. 財務状況について

- (1) 財務に関する計算書類は学校法人会計基準（昭和46年文部省省令第18号）に準拠しており、学校法人稚内北星学園の平成28年3月31日現在の財産の状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 財務計算に関する書類及び帳簿、その他の書類は、適正かつ正確に記帳及び整理保管されているものと認めます。

### 2. 学生確保について

学校財政の柱は学生の納付金であり、経営を安定するには学生を如何に確保するかにかかっています。

平成 28 年度入学生は、30 名（うち夜間主 4 名）です。

（5 月 1 日現在）

	1 年	2 年	3 年	4 年	計
平成 18 年度	34	59	稚内 48 東京 56 小計 104	稚内 82 東京 89 小計 171	368
平成 19 年度	33	39	稚内 49 東京 37 小計 86	稚内 72 東京 102 小計 174	332
平成 20 年度	20	36	稚内 33 東京 14 小計 47	稚内 66 東京 102 小計 168	271
平成 21 年度	33	23	36	稚内 44 東京 77 小計 121	213
平成 22 年度	44	33	25	稚内 42 東京 49 小計 91	193
平成 23 年度	35	43	稚内 30 東京 1 小計 31	稚内 36 東京 29 小計 65	174
平成 24 年度	27	35	34	稚内 40 東京 14 小計 54	150
平成 25 年度	23	28	41	稚内 44 東京 11 小計 55	147
平成 26 年度	22	29	36	稚内 46 東京 4 小計 50	137
平成 27 年度	30	27	30	稚内 35 東京 2 小計 37	124
平成 28 年度	30	31	28	31	120

### 3. 業務の執行状況について

- (1) 理事の業務執行については、不正行為又は法令、寄附行為に違反する事実は認められません。
- (2) 就学人口もピークを過ぎ、私学を取り巻く厳しい環境のもと、教職員一体となって特色ある大学教育の発展に努力されることを切に望みます。

以上